

議事録

委員会名	第1回中野区消防団運営委員会
日時	令和2年11月6日（金）13時33分から14時30分
場所	東京都中野区中野4-8-1 中野区議会第3委員会室
諮問事項	水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか
出席者	酒井 直人（中野区長）、河原井 守（中野防火防災協会会長）、 大野 道高（野方防火防災協会会長）、内川 和久（中野区議会議員）、 若林 しげお（中野区議会議員）、酒井 たくや（中野区議会議員）、 木村 広一（中野区議会議員）、白井 ひでふみ（中野区議会議員）、 浦野 さとみ（中野区議会議員）、本多 正（中野消防団長）、 大野 壽一（野方消防団長）、上原 源隆（中野消防署長）、 山口 圭二（野方消防署長）
欠席者	西沢 けいた（東京都議会議員）、高倉 良生（東京都議会議員）、 荒木 ちはる（東京都議会議員）
傍聴者	なし
配布資料	1 中野区消防団運営委員会（第1回）次第 2 中野区消防団運営委員会委員名簿 3 資料1 4 資料2

議事録

【事務局（山田）】

本日はお忙しい中をお集まりいただき誠にありがとうございます。事務局を務めております中野区危機管理課防災担当課長の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。以降、着席で説明させていただきます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから第1回中野区消防団運営委員会を開会いたします。なお、中野区消防団運営委員会傍聴規定に基づき、傍聴希望者がいる場合はこれを許可いたします。また、本委員会の議事録については、委員の確認の上、中野区ホームページにて公開いたしますのでご了承のほどよろしくお願ひいたします。傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。なし。それでは、続いてお手元の資料の確認をさせていただきます。まず、資料1枚目、次第になります。これはA4縦のものが1枚。続いて、中野区消防団運営委員会議員名簿でございます。こちらはA4縦が1枚。資料の1、前回の答申概要の報告及び今回の諮問に対する検討事項について。これは両面刷りA4が3枚になります。最後に資料2、委員会日程でございます。こちらはA4縦の資料が1枚でございます。以上、乱丁落丁等がございましたら挙手にてお知らせくださ

い。 それでは、進行を委員長でございます区長にお願いいたします。

【酒井委員長】

皆さん、改めてこんにちは。今期の第一回ということで消防団運営委員会どうぞよろしく申し上げます。本日、ご欠席の方、都議会議員の皆さん今日は委員会をやっているという事ですけども、前回の開催以降、新たに委員を委嘱させていただく方が2名いらっしゃいます。委嘱状は机上にご用意させていただきましたので、それでは、よろしくお願いいたします。 それでは、新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。令和2年4月1日付で委員になられた上原源隆委員。

【上原委員】

上原と申します。中野消防署長をやっております。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

よろしくお願いいたします。山口圭二委員。

【山口委員】

野方消防署長の山口です。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

それでは、委嘱状の配付をもちまして委員の委嘱とさせていただきます。

次に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、今の上原委員、山口委員以外の皆さん、自己紹介を簡単をお願いしたいと思います。 それでは、お手元にあります資料の名簿順番ということで、河原井委員のほうから。

【河原井委員】

中野防火防災協会会長の河原井守です。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

大野委員、お願いします。

【大野委員】

野方防火防災協会の会長をしております大野です。よろしくどうぞお願いいたします。

【酒井委員長】

では、近いところから。

【内川委員】

自由民主党議員団の内川でございます。中野第四分団に所属しております。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

若林さん。

【若林委員】

同じく自民党の若林しげおでございます。中野第七分団に所属しております。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

木村委員。

【木村委員】

公明党議員団の木村と申します。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

白井委員、お願いします。

【白井委員】

公明党の白井ひでふみです。どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

浦野委員。

【浦野委員】

こんにちは。共産党の浦野さとみです。どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

本多委員。

【本多委員】

中野消防団長の本多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

大野委員。

【大野委員】

こんにちは。野方消防団長の大野です。よろしくお願いいたします。

【酒井委員長】

以上、名簿の委員の皆さんに自己紹介をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、これより次第に添いまして議事の進行をいたします。一番に、前回の答申概要の報告及び今回の諮問に対する検討事項について野方消防署から説明をお願いいたします。

【事務局（大久保）】

野方消防署警防課長、大久保雅史と申します。以降、着座したまま説明させていただきます。

では、お手持ちの資料1、前回の答申概要の報告及び今回の諮問に対する検討事項について資料を見ながら説明をさせていただきます。では、カラーページから入ります。まず、前回の答申の内容です。特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について。1番、諮問事項。特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか。審議期間、平成31年1月から令和2年3月まで行っております。

2番として諮問の趣旨。近年、地震や台風等の大規模災害により、各地で甚大な災害が発生している。そのような中、地域防災力の要である消防団員は減少し続けており、地域防災力の低下が懸念されている。そのため、総務省消防庁は特定の活動に従事する機能別団員の制度導入を各自治体に要請しており、2018年1月には、消防団員の確保方

策等に関する検討会の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う大規模災害団員の導入についても提案がなされました。このことから、機能別団員のさらなる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問いたしました。

3つ目として機能別団員について。答申の内容。基本団員の負担軽減や活動しやすい環境を整備するため、より積極的な導入が必要であります。それについての対応方針。全特別区消防団がさらなる拡充を実施し、基本団員の負担軽減や入団促進及び退団者への働きかけを実施してください。

任務に移ります。

【酒井委員長】

課長、全文を読まなくてもいいので要点だけ。

【事務局（大久保）】

わかりました。任務について説明いたします。主に要請回数が多い応急救護訓練指導、その他の指導に関する警戒活動に指定することが必要であるということに対し対応方針がございます。任務について、応急救護訓練、防火防災訓練指導、警戒活動と広報活動を主な任務として、その任務を指定するものです。指定された任務に特化した活動をするもので、指定された任務以外の活動を妨げるものではございません。消防団員の任命等はなく、運用的に指定と活動を行います。また、消防団内で特別機能団員の周知は幹部会等で周知し、他の団員の理解を得る必要がございます。

次に対象者となります。こちらは記載の通りでございますが、女性や学生、家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員、あとは経験のある方などを対象とすることが必要となり、その対応方針は、記載以外のこととしては消防団活動の一部に負担を感じ、退団を考えている団員に対して消防団活動を縮小し、提案をし、消防団員として継続する手段とします。指定する任務の経験があつて、また、指導助言ができる団員であることでございます。なお、基本団員確保のため積極的な呼びかけは行わず、消防団活動の負担等により退団を考える方に対して対応するものでございます。これが対象者の対応方針になります。なお、※印として次のページに移ります。団長や分団長と面談等を実施して指定することが必要となります。

処遇、服装になります。こちらも記載の通りです。業務内容等により活動回数や時間の定量比較ができないため、基本団員と差異をつけない、差別化を図らないことが必要となります。基本的には記載の通り、基本団員と同様となります。

次に移ります。階級になります。こちらも原則として団員とします。ただし、リーダー的存在、一定の知識及び技術を身に付けた団員については班長とすることが必要となります。なお、この記載以外のこととして、部長の以上の階級であれば降格もあり得るということも考えられます。

最後になります。配置先。これも記載の通り、地域の実情や業務内容によって団本部付けまたは分団本部付けとすることが必要となります。配置先は、各分団、消防団の実

情において、団本部または分団本部が妥当だという意見でございます。以上が機能別団員についての答申内容になります。

続きまして、4番。大規模災害団員に移ります。答申内容については記載の通りで、大規模災害時の人員確保のための導入が必要であるということで、対応方針については改正が必要ということですが、現在のところ関係規程等の整備が必要で、令和3年度の導入を目指しているところが現状でございます。

任務に移ります。大規模災害発生時における避難誘導、災害情報の収集。記載の通りです。消火、救助活動の支援等を行うことが必要でございます。大規模災害時の活動は記載の通りでございます。対応方針です。大きな項目で3つございまして、○の付いているところです。災害活動を指定するというので4つ。災害情報の収集、避難誘導、消火活動、救助活動。2つ目が大規模災害団員活動要領の作成も必要でございます。最後は定期的な訓練の必要ということで、例として水防訓練、いわゆる大規模災害の内容です。任務として震災訓練、合同点検等がございます。

次に移りまして、対象者となります。消防職団員のOB、病院関係等を含めた医療関係従事経験者です。そういった専門的な知識・技術を有する者を対象として、人数を制限する必要はございません。対応方針も記載の通りでございます。○のついているところの2つ目です。定数を指定するとありますが、定数は1万6,000人の内数の中で大規模災害団員の定数を定めるとありますが、例として、消防団員定数1万6,000人のうち1,000名という例もございます。そういう例も考えてというところでございます。

次のページに移ります。処遇、服装になります。従事している方の服装については、活動に必要なものとして。処遇は費用弁償や退職報奨金については基本団員と同額、年額報酬は減額とすることが必要であるということで、横にある対応方針、処遇については差別を図らないとか、図らなければいけないということで、基本団員と差別を図るものは年額報酬を減額、基本団員と差別化を図らないものは費用弁償や退職報奨金。こちらについては差別を図らない。服装については、基本的に基本団員と差別化を図るということで、消防団に渡す服装、給貸与品は活動に特化したものとして制服以外を貸与するということになります。

階級になります。原則として団員とします。ただし、リーダー的存在となる一定の知識、技術を身に付けた団員は班長とすることが必要になります。対応方針は先ほどと同じように※印のところ。各団本部に定められている班長の定数に注意が必要となります。

配置先、原則として、消防団管轄区域での活動が期待されることから、団本部付けとすることが必要ということになります。配置先は団本部になります。以上が特別消防団運営委員会での答申になります。

【酒井委員長】

これが1つ目ですね。

【事務局（大久保）】

そうです。

【酒井委員長】

ありがとうございました。今、遅れて酒井委員がいらっしやったので、自己紹介を。

【酒井委員】

皆さん、遅れてしまい大変申し訳ございません。酒井たくやと申します。どうぞよろしく申し上げます。

【酒井委員長】

それでは、ただいまのご説明に対してご意見等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。はい、若林君。

【若林委員】

そもそも、私個人としては機能別団員というものはどうしたものかなと、前回の答申の話の時もさせていただきました。現場で基本団員と機能別団員の差をどうやって付けていくかということ課題として提示をさせていただいたんですけれども。あまり変わらないのかなというのはちょっと残念だと思っているんですけれども。現場に出た時に、基本団員と機能別団員がごちゃごちゃになった時に、やっぱりいろいろと障害が出てくるのかなというのが、未だに私は懸念をしているところであります。大規模災害の団員については、私は全然いいことだと思っているんです。特に消防団員のOBの方のお手伝いがいただけるというのは、これはものすごい・・・医師会とか医療関係、これは賛成するところなんですけれども。やはり機能別団員はどうも気になる。これを行うにあたって、定年退団者がいらっしやるではないですか。その方が定年をされて継続してやっていただくように促すんですけれども、その時の階級は、いろいろな地方自治体、他の消防団を見ると、1回全部階級を落として一般団員からスタートするとか・・・。要は、今後の後継を育てるために階級を落とすという考え方が他の消防団ではあるんですけれども、うちとしてはどういうふう考えていらっしやいますか。

【事務局（大久保）】

カラーの2ページになります。こちらに記載の通り、階級は原則として団員とします。ただし、リーダー的存在となる団員については班長とすることも可能です。ただ、班長については、各分団に定められている定数がございますので、それに注意することは必要になります。以上になります。

【酒井委員長】

大丈夫ですか。その他にございますでしょうか。内川君。

【内川委員】

答申に対する対応方針ということで、今、若林委員もおっしゃっていましたが、私も機能別団員に関してはちょっと気になる場所があります。昨日まで基本団員だった者が今日からいきなり機能別団員というパターンもあるということで。基本的に退団

を希望する隊員を何とか引き止めようという、それがちょっと見えてきてしまうのかなということがあります。退団を希望する団員を何とか機能別でいいから残ってくれというのは、退団を決意した以上、なかなかそうもいかないのかなと思いますので、こちら辺が実際はどうなってくるのかなというのが心配ではあります。それから、私もちょっと勘違いしていたんですが、配置先。機能別団員は基本的に団本部と理解したところがあるのですが、これは分団本部でもよろしいということですね。

【事務局（大久保）】

こちらも2ページ目の配置先になりますが、こちらに補足説明がございまして、団本部または分団本部を指定ということでございますので可能かと思えます。

【酒井委員長】

どうぞ。

【内川委員】

配置先は誰が指定をするんですか。

【事務局（大久保）】

団長でよろしいかと思えます。

【内川委員】

団長が。本人の希望は関係なくて。

【事務局（大久保）】

これについては、そのページの一番上のほうにあります※印です。団長や分団長と面談等を実施して指定してくださいとありますので、やはり、その辺は本人の意思も必要かと思えます。

【内川委員】

では、ある程度は本人の意思を汲んでいただけるという。

【事務局（大久保）】

そうですね、それで話し合っただちらがいいのかという形で指定するのがベストかと思われま。

【内川委員】

わかりました。

【酒井委員長】

その他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

【若林委員】

伺いたいのは、今、中野消防団、野方消防団は70歳まで引き続き続けられることができるんですが、これはこれからそれにあたることになるんですか。

【酒井委員長】

機能別団員も年齢制限に引っかかるかということですか。

【若林委員】

いや、消防団は現在でも定年しても75歳まで消防団員として確保させていただいていないじゃないですか。それが、うちの場合は75歳以上を定年とするのか。本来であれば定年は70歳なんだけれども、その5年間は基本団員にあたってしまうのか、それとも75歳から基本団員として扱うのかという話なんですがいかがですか。

【本多委員】

中野は74。

【若林委員】

74か。ごめんなさい。

【事務局（大久保）】

野方消防団について73です。

【酒井委員長】

よろしいですか。

【若林委員】

そうすると、野方消防団においては73以降が定年団員として機能別団員になる。中野消防団の場合は74までなので、74以降が機能別団員になるという考え方でいいんですか。

【事務局（大久保）】

野方消防団については、73までが基本団員になります。災害も行く。それ以降で定年になりますので、以降は機能別団員ということで。

【若林委員】

そうですね。だから……。

【事務局（大久保）】

大規模災害です。大変失礼いたしました。

【本多委員】

ちょっといいですか。中野の場合は定年70が基本で、定年延長が74歳までできるということなので、自分もやりたいということがあって、それから周りからの推薦がないと74まではできないことになっています。一応、定年は70です。延長が74までできる。

【若林委員】

委員長、いいですか。

【酒井委員長】

はい、どうぞ。

【若林委員】

私はそこら辺の階級のことについてちょっと気にはしているんですけども。今、定年が実際は70です。延長が希望と推薦があったら中野消防団の場合は74です。野方は73になっている。その70歳が定年なんですけど、希望して消防団を延長する場合は基本団

員扱いで、定年されたら機能別団員、もしくは大規模災害団員になるといことでよろしいですか。

【事務局（大久保）】

退団したら機能別団員にはなれないという解釈をお願いします。

【若林委員】

いいですか。資料の最初のカラーの1ページ目に、次の対象者を指定してくださいの中に定年退団団員と書いてありますけれども。対応方針の中に。定年退団団員。これは定年退団をした後に機能別団員になれるということではないんですか。

【酒井委員長】

もしくは本人が希望した場合ですか。

【事務局（大久保）】

大変失礼しました。その通りでございます。カラーページの1ページ目ですね。その通りでございます。定年以降、本人が希望していれば機能別団員になれます。

【酒井委員長】

どうぞ。

【若林委員】

推薦とか本人の希望があって、定年を延長して74歳までやります。でも、本人が機能別団員になるというんだったら・・・。そこら辺の住み分けはどんな感じになりますか。

【事務局（大久保）】

あくまでも定年が1つの区切りになりますが、それ以降は、通常であれば今までは退団という形になるんですけども、まだ続けたいという場合は機能別団員を選ぶ選択肢が増えたという解釈でよろしいかと思いますが。

【若林委員】

では、本人が部長さんなり班長さんなりになっていた方が70を超えて、推薦をいただいたり、やってくれよと言われ、自分もやるかなと延長します。延長した時に基本団員のみまではなく機能別団員になるよと言ったら団員になる。

【事務局（大久保）】

そうですね。

【若林委員】

そのままの状態で続けさせてくださいだったら、班長さんは班長さんのまま？

【事務局（大久保）】

班長については定数がございますので、そこはやはり・・・。

【若林委員】

今まで班長だったら、そのまま続けたって班長さんは班長さんじゃないですか。

【事務局（大久保）】

そこは話し合いが必要かと私は思いますが。

【若林委員】

要は、団員の延長希望が野方も中野も許されている。でも、機能別団員がそこにも被っているわけですよね。そこら辺の差をはっきりさせてくれないと、団に任せると言っても、団によって全然違ったりするとどうなのかなというのが、今、疑問に感じているところです。

【事務局（大久保）】

そうですね。こちらの階級という欄に書いてある記載の通り、リーダー的存在となる団員については班長とすることは可能ということで、その人の資質というものが判断の材料かと私は思います。

【若林委員】

そうすると、機能別団員は年齢制限がなくなるということでもいいですか。大規模災害団員も年齢制限はないということで。

【事務局（大久保）】

はい。

【酒井委員長】

そういうことですね。

【若林委員】

上限がない。

【事務局（大久保）】

はい。

【若林委員】

元気である限り一生懸命やってもらうということでよろしいですか。

【本多委員】

いいですか。

【酒井委員長】

どうぞ、本多委員。

【本多委員】

定年退団団員に関しては、もう定年退団をしているから再度入ることになるから、当然、階級は団員となるんだと思う。その中で、能力があって指導もできるんだというのなら、班長までは……。定数があるので全員がなれるのかどうかはわからないけれども、そういうことで解釈もらったほうがいいのではないかと思います。

【若林委員】

延長の場合はそのままということですね。

【本多委員】

そうですね。

【若林委員】

延長の場合はそのまま。ただ、1回ちょっと辞めさせていただくと言って辞めた方に再度お願いしますよとやった場合は機能別団員という感じですかね。そうすると団員からということですね。

【事務局（大久保）】

はい、ありがとうございます。

【酒井委員長】

はい、川原井委員。

【川原井委員】

じゃあ、その場合ははっきりと文書化しておかないと、どこかでまたうやむやとか、いいじゃねえのという話になりかねないから、そういうものはちゃんと一筆入れておいたほうがいいのではないかと思います。

それと、団付けと分団付けの違いというのは。団というのは、今までは分団から選ばれた人たちが団に入ってくるんですよね。それなのに団本部付けというのは、いきなりそういうところに配属してしまったら訳がわからないのではないかと思いますけれども、その辺はどうなんですか。やっぱり分団付けにするのが筋ではないのかと書いていたんだけど、そういう混乱というのはないんですか。

【事務局（大久保）】

まず、大規模災害団員については、一度辞めていますので、配置先は団本部が一番ふさわしいということで指定されております。ただし、機能別団員については、団本部で活動をしている方、または分団で活動している方の2種類がございますので、それによって区別がされるのではないかと思います。そういう判断でよろしいかと思います。

【酒井委員長】

要は、その前のときの状態によってある程度選べるようになっているという形ですね。ありがとうございます。他にご質問はありますか。はい、それではご意見がなければ本議題を終了します。大丈夫ですか。次に議題の2番。今後の今後の委員会日程について事務局から。

【事務局（大久保）】

すみません。

【事務局（山田）】

諮問のほうがございますので。

【酒井委員長】

前半と後半に分けているんですね。失礼しました。それでは資料の続きですね。特別区消防団運営委員会の諮問について、こちらの説明をお願いします。

【事務局（大久保）】

続けて説明をさせていただきます。特別区消防団運営委員会の諮問についてです。諮問事項、こちらは記載の通りでございますので省かせていただきます。委員長、諮問の

趣旨も全部読まなくてもよろしいでしょうか。

【酒井委員長】

はい。

【事務局（大久保）】

ありがとうございます。では、3の課題及び検討の方向性に移らせていただきます。課題です。災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期について。こちらは検討の方向性がございます。記載のないところだけ説明させていただきます。編成時期として、東京消防庁では対策として特別区消防団の水災時における活動の試行運用により、現在、検証を実施しております。また、東京消防庁の規定がございまして、水防第2非常配備体制以降、警戒レベル等に応じて段階的に必要な人員を招集します。その時の任務班の編成がございます。情報収集班、監視警戒班の2つです。こちらは警戒レベル2以下で、概ね2～4名で編成されます。避難誘導班、あと支援班の2つについては警戒レベル3で同じく2～4名で編成。消火班、水防広報班、警戒レベル3で4～7で編成という形をとっております。任務班の編成は分団長が行い、災害の状況により任務を兼務または人員の縮小をさせ、平時の火災に対応する人員を確保します。こちらが編成時期についての内容になります。

次に2つ目。水災活動時の教育訓練及び安全管理です。検討の方向性は記載の通りで、それ以外のものとして何点かございます。指揮者の知識、技術向上策として、東京消防庁で主催する幹部研修、また所属教養で幹部補助教養を実施しています。さらに実践的な指揮技術能力向上のため、水防訓練等で指揮を実際にとる機会を増やしていく必要がございます。また、消防団員の都合に合わせた、また、自宅でパソコンを活用した、通称eラーニングの積極的な活用を推進します。大規模な訓練実施場所として野方消防署では江古田の森公園、中野消防署ではいちょう公園がございます。また、区立公園でも一部の水防訓練は実施可能でございます。最後として、実践的な訓練として、分団単位により分団長及び副分団長を核とした訓練想定を推進する必要があると考えられます。

3つ目。河川越水等による浸水時の機能移転計画になります。記載がございましたので読ませていただきます。消防署隊と連動した団本部の機能移転計画について。2つ目、浸水危険区域で一時的に最低限移動が必要と考える車両、資機材や移動先または時期について。3つ目、団員の退避時期について。この3つについて。まず、河川越水等に浸水時の機能移転計画です。こちらは中野区ハザードマップで消防団施設を確認すると・・・。

【事務局（山口）】

資料にないところの説明をしております。

【事務局（大久保）】

補足説明をさせていただきます。野方消防団では21か所の消防団施設がございます。50cm以上の浸水予想区域に6か所の可搬ポンプ6台の消防団施設、そのうち3か所が分団本部。これは積載車が2台あります。また、中野消防団では16か所の消防団施設がご

ざいまして、これも 50 cm以上の浸水予想区域に 5 か所、可搬ポンプが 3 台ある消防団施設、そのうち 3 か所、積載車が 3 台でございますが、分団本部がございます。このような状況になっております。また、浸水予想区域内にある消防団施設は、浸水予想区域外へ資機材の移動または機能移転が必要となります。そのうち、資機材は隣接分団への移動が可能でございますが、積載車両を含む機能移転は、ある程度広さが確保できる施設が必要となります。機能移転先、車の移動、資機材の移動は浸水予想区域外の消防署、または施設が借用できる公的施設等が適切ではないかと考えられます。

次のページに移ります。(4) ですね。広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等になります。こちらも読ませていただきます。消防長または消防署長の命令がある時は、その区域外においても行動することができることを前提とした、相互応援体制、これは隣接応援、行政区内応援、方面内応援のあり方について。人員、資機材、隣接地域の災害対応補完隊など相互応援の活動内容について。相互応援体制や災害対応補完ができる条件について。こちらも補足説明がございます。広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制については、東京消防庁では対策として特別区消防団の水災時における活動の試行運用、先ほどもお話ししましたが、それによって成城、多摩川、足立、西新井の各消防団が、今、検証として行っております。試行では、特別区消防団の隣接相互応援について方面本部及び消防署での協議、調整による相互応援を実施して検証をします。

次に移ります。(5) 情報収集体制の強化になります。インターネットによる情報収集環境の整備。オンラインでの情報連絡・報告環境の拡充等について。平常時の活用方法について。こちらも補足説明をさせていただきます。情報収集体制の強化として、中野区内の団本部及び分団本部には、現在、インターネット環境が整備されております。団施設にインターネット環境が整備されているが、パソコン、タブレット等が現在まだ未整備でございます。インターネット環境があることから、今後はオンライン会議等のコロナ禍での活動に幅を広げられる可能性がございます。また、パソコンが整備されれば、河川情報、気象情報等の情報収集がその場で可能になります。また、パソコンの動画による訓練指導、先ほど言いました東京消防庁で行っています e ラーニング、そういうものが視聴可能ということがございます。

では、次(6)に移ります。住民等からの避難所支援の要請対応について。長いんですが、これも読ませていただきます。消防の指揮命令系統及び区が主導する避難所の運営体制の再確認について。消防団は災害対応が本来業務であり、最優先事項であることの再確認について。避難所に対する消防機関、消防署と消防団の協力内容や方法について。災害が発生し、または発生する恐れがある場合における消防団の避難誘導のあり方及び消防団活動としての要配慮者の避難支援。こちらについても補足説明をさせていただきます。住民等からの避難所支援の要請対応については、消防組織法第 18 条第 3 項に基づいて、消防団の指揮命令系統が消防署長の管轄のもとに活動することとなっております。特別区消防団の災害活動に関する規定。これは別記とあり、特別区消防団災害活動基準

の通りで、内容については、消防団の業務は災害対応が優先となっています。また、中野区では避難所本部長のもと、これは防災課長ですが、避難所運営の組織化が定まっております。また、消防団は消防署隊とともに災害活動に対応することから、現行の住み分けで支障がないものと思われまます。

(7)に移ります。予想を超える水災に対する装備資機材の増強になります。人員、資機材の増強による活動能力の向上、新たな装備資機材の導入、装備資機材の増強、資機材の改良による活動能力の向上がございます。これも補足説明をさせていただきます。予想を超える水災に対する装備資機材の増強として、今年の台風災害のほか、他府県で発生した水害を参考とし、実践的な資機材の導入を期待します。今後、消防団員等に対し増強資機材の要望調査を行い、実践的な資機材配備を期待します。

最後になります。(8)分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上。施設の規模、施設の機能、設備、資機材の整備がございます。これも補足説明をさせていただきます。分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上として、東京消防庁では特別区消防団の分団施設の整備方針及び特別区の消防団における設備資材の管理に関する規定、事務処理要綱の一部改正について依命通達が内部で出されました。内容については、格納庫の広さを概ね45㎡と定めたことでスペースの確保が期待されます。また、近々の課題として、女性のプライベートスペース、トイレや更衣室の確保の必要がございます。女性団員も増えている中、女性用の設備の整備が課題でございます。以上が今回の特別区消防団運営委員会の諮問についての内容になります。

【酒井委員長】

ありがとうございます。後程、委員会日程でも確認しますけれども、今回は答申の中身についてご説明いただいて、次に本番というか、骨子をつくっていただいたことについて、次回で質疑応答するということがいいですか。

【事務局（大久保）】

その通りでございます。

【酒井委員長】

では、今回の諮問の内容について、皆さん、今、説明を伺って何かご質問等があれば挙手をお願いします。

【酒井委員】

よろしいですか。

【酒井委員長】

はい、どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】

遅れてしまい大変申し訳ありませんでした。酒井です。僕も消防団に所属しているんですけども、ここ数年、気候変動が大きくなっており、水害などの危険性は益々高まってくるのかなと思っております。消防団員として所属しておりますと、消火活動、火

事場のへの意識のほうが実は私自身高いところであり、今後はこういった水害への対応も考えていかなければならないと思っているんですけども、実際は、僕自身はやっぱり火事場のほうにばかり頭が行っているんです。消防署として消防団員に水害時にどのような活動を期待されているのかをまず確認させていただいていいですか。

【事務局（大久保）】

水害時、いわゆる水防第2非常配備体制が発令されました。そして消防団員が参集します。活動については、例えば、越水したところであれば積み土のうが最優先されるかと思えます。あとは浸水区域の避難誘導。こういうものが最優先とした消防団員の活動かと私は思います。

【酒井委員】

実際に我々も風水害の可能性がある時に、団本部に集まって準備に備えているんですけども。なかなか実際に活動したということは、私自身は経験がないところなんです。それを考えると、こちらの課題及び検討の方向性の2番のところですよ。水災活動に関する安全管理要領を含めた教育もしくは訓練方法という……。やっぱりここまで気候変動が大きくなってきている中で、今まで考えていなかったような水害になる可能性があったり、危険性が膨らんでくるんだらうと思っている中では、消防団に対しての火事場だけではない形の水災時の活動もやっぱり充実していくことが必要なんだらうと思っています。その点は、今、どのような状況になっていますか。

【事務局（大久保）】

今の意見につきまして具体的な答えはできませんが、同じだと思います。訓練はしなければいけないと思います。当然、訓練をすることで消防団員の能力や活動があがりまじし、組織力もあがると思いますので。具体的に今の段階では何をすることの答えはできませんが、それを検討するのが今回の役目だと私は思っております。

【酒井委員】

ありがとうございます。

【酒井委員長】

他にありませんか。若林さん。

【若林】

この答申の中で、東京都から求められている答申であるもので、中野区として、野方としての細かい設定の話までするんですか。何を言いたいかと言うと、先ほど話があったハザードマップにかかっている分団本部の移転計画とか車両移転とかもあるし、川辺に近いうちの第7分団あたりは、特に今回フローティング吸水口とかをいただいているんですけども、そういった訓練の内容は各分団で違うじゃないですか。そこまでは細かくここでは求めていないということですね。

【事務局（大久保）】

今おっしゃった分団施設の浸水危険ですね。確かに喫緊な課題でございます。そうい

う課題を持って、東京都のほうに大きく持っていく必要があるかと思います。それで実際に動くのは中野区でございますが、そういう段階を踏んで、流れとしてはそういう形になるかと思います。

【酒井委員長】

はい、どうぞ。

【若林委員】

各分団の話は東京都にあげる必要はないんですけども、中野区として、フローティングの吸水はものすごくいいものだったので、それが全分団にはもちろんないので、川沿いの分団だけ。だから、ああいうものを中野区として求めているという提案の仕方ではないんですよね。

【事務局（大久保）】

そうですね。

【酒井委員長】

希望できるんですね。

【事務局（大久保）】

そうですね。やはり実際に活動される消防団の意見を取り入れて、それがもっと必要であればまた取り入れるという形でよろしいかと思います。

【若林委員】

次に、情報収集体制についてです。中野区はありがたいお話で、いろいろ我々から要望を出させていただいて、今、オンライン、各分団はネット環境が整っている。これは参考に聞かせていただきたいんですが、もともと東京都の施設のものを中野区として今回入れさせているネット環境が、場合によっては各区、各自治体、各方面は、インターネット環境が整っていない場所があると思うんです。そうすると、これから皆さんから要望があがってきて、オンライン環境を整えてくれとなった時に、今は中野区として付けているけれども、それが東京都に代わる可能性もあるという考え方でいいですか。

【事務局（大久保）】

これは今後の課題になるかと思います。とりあえず、現在は中野区ではこうやっています。やっていない区があるかもしれません。それで、もっと大きくしましようという形になるかもしれませんが、それは今後の流れ次第かと私は思います。

【若林委員】

いち早く中野区はやっていただいたので、本当に風水害の時の情報がこれでしっかり・・・。端末までは求めない、自分たちで持っていけばいいんですけども、オンライン会議ということであれば、先ほども話があった通り端末も。中野区として端末を要望するので、オンラインはやっているけれども、東京都にオンラインの環境を整えてくれと求める分にはいいのかなと思うので、そういうこともまた次回にお話させていただきますので、わかりました。ありがとうございます。

【酒井委員長】

では、内川委員、どうぞ。

【内川委員】

機能移転の件なんですけれども、先ほどハザードマップでかなりの部分で団の車両なんかもかかる、びっくりしました。移転先として消防署もしくは公的機関というお話があったんですけれども、公的機関はどういったものを希望していくのか。今日はちょうど区長がいるので、ざっくばらんに話ができればいいのかなと思って。

【事務局（大久保）】

まだ、どこという具体的な案はございませんが、ただ緊急時でございますので、施錠が簡単に開くようなところですね。進入困難というのは言い方が失礼かもしれませんが、施錠がしっかりされていてなかなか開かないようなところだと、それまでに浸水されてしまって元も子もなくなりますので。そういう障害がない施設だと私は考えております。

【酒井委員長】

管理上そんなに厳しくないという。

【内川委員】

うちは南中のところだから。

【酒井委員長】

逆に言えば消防署以外でも考えないと、機能移転の場所としては消防署だけでは全然確保できないということを言っているわけですよ。

【事務局（大久保）】

その通りでございます。あと、区域のバランスもございますので、1か所に集中するよりも分散したほうが対応はより速いと思いますので。

【酒井委員長】

実際に、野方も中野も機能が浸水区域にあるものというのは一定あるんですか。いくつかあるんですか。

【事務局（大久保）】

あります。

【酒井委員長】

そうですね。野方もあるな。

【内川委員】

これは具体的に進めていったほうがいいですよ。

【事務局（大久保）】

ある程度はうちの事務局では考えておりますが、まだ、それは。車両については消防署がベストとか、いろいろ検討はしております。これはまだちょっと・・・。

【酒井委員長】

次回の委員会の時にそういう場所は……。それは別ですか。

【事務局（大久保）】

それはちょっと別だと思いますが。

【酒井委員長】

答申とは別の話ですね。

【事務局（大久保）】

そうですね。今回の趣旨とは……。あまりにも具体的すぎますので。

【酒井委員長】

その他に質問はありませんか。よろしいですか。では、次回に骨子をつくっていただいて、そこで具体的な議論に入っていきたいと思います。

それでは、次に議題の2番です。今後の委員会日程について事務局より説明をお願いします。

【事務局（山田）】

資料2をご覧ください。次回、第2回の委員会については、令和3年1月中に開催をしたいと考えております。審議内容については、諮問にかかる答申案の検討とさせていただきたいと考えております。なお、具体的な日時については、野方消防署と調整をして決定し、改めて皆様がたにお知らせをさせていただきたいと思います。説明は以上となります。

【酒井委員長】

日程について何か質問はありますか。特にないですか。それでは、日時、会場が決まりましたら開催通知をまた後日お届けいたしますのでよろしくお願いします。

次に議題の3番、その他ですけれども、委員の皆様から何かご発言等はございますでしょうか。大丈夫ですか。他にご発言がなければ議事を終了いたします。

【事務局（山田）】

ありがとうございました。以上をもちまして中野区消防団運営委員会第1回を閉会とさせていただきます。本日は長時間誠にありがとうございました。

※ 議事録は審議の過程がわかるよう記載してください。